第18号議案

東別院グラウンドに係る指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指 定管理者を指定する。

令和4年11月28日提出

亀岡市長 桂川 孝裕

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称 東別院グラウンド
- 2 指定管理者となる団体の名称 東別院町自治会
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

東別院グラウンドに係る指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指 定管理者を指定すること。

管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
東別院グラウンド	東別院町自治会	令和5年4月1日から 令和9年3月31日まで